

敦賀市鉄道遺産の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、敦賀市（以下「本市」という。）が所有する物品の有効活用を図り、本市の活性化及び賑わい創出に寄与し、本市への誘客促進に資することを目的に鉄道遺産を使用する場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象鉄道遺産)

第2条 対象となる鉄道遺産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 敦賀赤レンガ倉庫横（敦賀市金ヶ崎町）に設置されたキハ28形気動車
- (2) 西日本旅客鉄道㈱より譲渡された旧トワイライトエクスプレス車両部品
（別表に掲げるもの）
- (3) JTB時刻表パネル

(使用対象者)

第3条 何人も鉄道遺産を使用することができる。ただし、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合を除くものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用物、施設、付属設備、器具等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 私的な目的での使用と認められるとき。
- (5) その他敦賀市長（以下「市長」という。）が不適當であると認めるとき。

(使用許可申請)

第4条 鉄道遺産の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ鉄道遺産使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に使用目的及び使用場所の概要を示す書類を添えて市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 申請書は、使用する日前12月から7日までの間に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 市長は、申請書を受理した場合において、鉄道遺産の使用を適当と認めたときは、鉄道遺産使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、許可に際し、管理上必要な限度において条件を付することができる。

(使用料)

第6条 鉄道遺産の使用は無償とする。ただし、使用物の運搬、設置及び維持管理等に要する費用は使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

(使用期間)

第7条 使用物の使用期間は60日以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、1年以内の使用期間を可能とする。

2 使用期間は、貸出し及び返還に要する時間を含むものとする。

(使用期間更新申請)

第8条 使用者は、使用期間の更新を受けようとするときは、あらかじめ鉄道遺産使用期間更新申請書（様式第3号）を使用物の状態及び展示状況等を示す書類を添えて市長に提出し、鉄道遺産使用期間更新承認書（様式第4号）の交付を受けるものとする。

2 鉄道遺産使用期間更新申請書は、使用期間終了の7日前までに提出しなければならない。

3 更新期間は1年以内とする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用者は許可を受けた目的及び場所以外で鉄道遺産を使用しないこと。

(2) 使用者は権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 使用期間を遵守すること。

(4) 返還時には、市職員の検査を受けること。

(5) 許可なくして、使用物の複製、模り、又はその他これらに類する行為をしないこと。

(6) 許可なくして、使用物の加工、細工、又はその他これらに類する行為をしないこと。

(7) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。

(8) 火災、盗難等の事故の発生を防止する措置をとること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、使用許可の際に付された条件及び市職員の指示に従うこと。

(許可の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、鉄道遺産使用取消通知書(様式第5号)により、その使用許可を取消することができる。

(1) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。

(2) 第3条各号のいずれかに該当するものと認めたとき。

(3) 本要綱又は関係法令に違反したとき。

(4) その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により使用許可を取消された者は、以後の使用許可を受けることができない。

3 第1項の規定により使用許可を取消した場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(返還)

第11条 使用者は、次のいずれかに該当するときは、使用物及び会場等を原状に回復したうえで、速やかに使用物を市に返還しなければならない。

(1) 使用期間が満了したとき。又は使用期間中であっても、使用物を使用する必要がなくなったとき。

(2) 前条に規定する取消しの決定を受けたとき。

(損傷又は滅失の届出)

第12条 使用物を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を鉄道遺産損傷(滅失)届出書(様式第6号)により市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用許可期間中に生じたあらゆる損害については、原則、使用者がその賠償責任を負う。

2 故意又は過失により使用物、附属設備、器具等を汚損し、損壊し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、鉄道遺産の使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

(キハ28形気動車の設置及び管理に関する要綱の廃止)

2 この要綱の制定により、キハ28形気動車の設置及び管理に関する要綱は廃止する。

トワイライトエクスプレス関連部品リスト

(別表)

1 2 4系 (客車)

No.	名称	写真	形式	個室名	車号	数量	備考
1	個室内スタンドライト		スロネ	ロイヤル	スロネ25-501 スロネ25-502	5	
2	客室サインプレート		スロネフ スロネ	ロイヤル スイート	スロネフ25-502 スロネフ25-503 スロネ25-501 スロネ25-502	3	
3	開戸 (建具含む)		スロネフ スロネ	スイート	スロネフ25-502 スロネフ25-503 スロネ25-501 スロネ25-502	2	
4	鏡		スロネフ スロネ	ロイヤル スイート	スロネフ25-502 スロネフ25-503 スロネ25-501 スロネ25-502	3	
5	A個室表示幕		スロネフ スロネ		スロネフ25-502 スロネフ25-503 スロネ25-501 スロネ25-502	2	
6	行先表示幕		オハ オハネ		オハ25-553 オハネ25-511 オハネ25-512	1	
7	4人がけテーブル		スシ	ダイニング	スシ24-2 スシ24-3	4	
8	2人がけテーブル		スシ	ダイニング	スシ24-2 スシ24-3	5	
9	イス		スシ	ダイニング	スシ24-2 スシ24-3	28	
10	荷物置き(網棚)		スシ	ダイニング	スシ24-2 スシ24-3	12	
11	卓上スタンド		スシ	ダイニング	スシ24-2 スシ24-3	9	
12	食堂車入口引戸 (厨房側)		スシ	ダイニング	スシ24-2 スシ24-3	1	
13	食堂車名プレート		スシ	ダイニング	スシ24-2 スシ24-3	1	

トワイライトエクスプレス関連部品リスト

(別表)

1 2 4系 (客車)

No.	名称	写真	形式	個室名	車号	数量	備考
14	カーペット		スシ	ダイニング	スシ24-2 スシ24-3	1m×1m	
15	上段ソファ・テーブル		オハ	ラウンジ	オハ25-553	4脚1組 × 1	
16	下段ソファ		オハ	ラウンジ	オハ25-553	2	
17	外板側面エンブレム (TWILIGHT EXPRESS)		スロネフ スロネ オハネ オハネフ	ラウンジ	スロネフ25-502 スロネフ25-503 スロネ25-501 スロネ25-502 オハネ25-511 オハネ25-512 オハネフ25-503	1	
18	車両メーカー銘板		スロネフ スロネ スシ オハ オハネ オハネフ		スロネフ25-502 スロネフ25-503 スロネ25-501 スロネ25-502 スシ24-2 スシ24-3 オハ25-553 オハネ25-511 オハネ25-512 オハネフ25-503	2	
19	換気口		スシ	ダイニング	スシ24-2	2	
20	窓枠		スシ	ダイニング	スシ24-2 スシ24-3	2	
21	【A個室】アートワーク		スロネ	ロイヤル	スロネ25-501	1	
22	カーテンセット		オハ	ラウンジ	オハ25-553	4	
23	ひさし		オハ	ラウンジ	オハ25-553	2	
24	テーブル		オハ	ラウンジ	オハ25-553	2	
25	鏡		オハネ	B個室	オハネ25-511	2	
26	ダイニングカーテン		スシ	ダイニング	スシ24-2 スシ24-3	4	

トワイライトエクスプレス関連部品リスト

(別表)

1 2 4系 (客車)

No.	名称	写真	形式	個室名	車号	数量	備考
27	照明		オハ	シャワー室前	オハ25-553	2	
28	照明		オハ	デッキ部	オハ25-553	2	
29	照明		スロネ	A個室	スロネ25-501	2	
30	照明		スシ	ダイニング	スシ24-2 スシ24-3	6	
31	照明		スロネ	A個室 通路	スロネ25-501	2	
32	妻引ガラス		オハ	ラウンジ	オハ25-553	1	

トワイライトエクスプレス関連部品リスト

(別表)

2 EF81 (機関車)

No.	名称	写真	形式	車号	数量	備考
1	EF81プレート		EF81	EF81-43	4	
2	ヘッドライト (前灯)		"	"	2	
3	ヘッドライト (標識灯)		"	"	2	
4	マスコンハンドル (主幹制御器)		"	"	1	
5	ブレーキハンドル (ブレーキ弁)		"	"	1	
6	乗務員椅子		"	"	1	
7	交流電圧計		"	"	1	
8	直流電流計	"	"	"	1	
9	速度計	"	"	"	1	
10	圧力計	"	"	"	1	
11	警笛レバー		"	"	1	
12	警笛		"	"	1	
13	光線よけ		"	"	1	
14	補助椅子		"	"	1	
15	制服 (車掌)		—	—	2	
16	EF81 模型【展示用】 (5インチゲージ相当)		—	—	1	
17	ED70 模型【展示用】 (5インチゲージ相当)		—	—	1	